

個人情報に関する基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 宏和会(以下「法人」という。)が保有する利用者(以下、「本人」という。)の個人情報につき、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。その他関連法規及び介護保険法等の趣旨の下、これを適正に取扱い、法人が掲げる「個人情報に関する基本方針」がめざす個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする基本規程である。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴(DNA、容貌、声帯、指紋等)を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等)

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

(1) 本人の人種、信条又は社会的身分

(2) 病歴

(3) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

(4) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)に

より行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（次号において「健康診断等」という。）の結果

(5) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(6) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実

(7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に 関する手続が行われたこと。

(8) 本人を、非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

5 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。

6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7 この規程において「保有個人データ」とは、当法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。

(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第3条 法人は、個人情報及び個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本規程は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、

法人において処理される全ての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データ(以下「個人情報等」という。)の取扱いにつき定めるものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

(利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取扱うに当たっては、利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するとともに、それを公表する。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ニ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(適正な取得)

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 要配慮個人情報は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに

対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該要配慮者個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、国内若しくは外国の放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者、宗教団体、政治団体により公開されている場合
- (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (7) 第18条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及びその他の書面(住民票、通帳、年金手帳等、或いは電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 第5条第2項の規定により、法人は利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- イ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - ロ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - ハ 国の機関又はは地方公共団体体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- 二 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第9条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならないものとする。

第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保)

第10条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第11条 法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止とその他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。

- (1) 個人情報保護に関する規程の整備及び公表
- (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- (4) 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規程の整備
- (5) 従業者等に対する教育研修の実施
- (6) 物理的安全管理措置
- (7) 技術的安全管理措置
- (8) 個人データの適切な保存
- (9) 不要となった個人データの廃棄及び消去

(職員に対する指導・監督)

第12条 法人は、第2章の各規定にかかる各事項を具体的に実践するために必要な事項について規則を別途定め、全ての職員にこれを遵守させるものとする。

2 法人は、職員が個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行う。

(文書等管理に関する規則の整備)

第13条 法人は、文書等の登録・保管・廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

(委託先の監督)

第14条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託事業者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、委託事業者との間で業務委託における個人情報に関わる契約書を締結した上で提供を行うものとし、かつ、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

(委託に伴う措置)

第15条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課すものとする。

- (1) 第11条に定めるのと同等の安全管理措置を講じること
- (2) 従業者等の監督

- (3) 委託した事業の再委託の禁止
- (4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- (5) 個人データの複写及び複製の制限
- (6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- (7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
- (8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
- (9) 守秘義務（従業者等がその職を退いた後を含む。）
- (10) 個人データの第三者提供の制限
- (11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- (12) 事故発生時における報告及び適切な措置

第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第16条 当法人は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- (1) 理事長その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第17条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し又は発生したおそれがある事態

2 当法人は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知し、それ以外の漏えい等事案が生じたときは、当該事案の内容等に応じて、適宜に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 当法人は、漏えい等事案が生じたときは、速やかに、当法人ホームページにてその概要、原因、再発防止策等を公表する。ただし、実質的に本人の権利利益が害されていないと認められる場合、公表するこ

とにより被害の拡大につながるおそれがある場合など、当該事案の内容等に応じて、公表の全部又は一部を省略することができる。

第5章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第18条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき場合

二 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第19条 個人データを第三者（第2条第5項ただし書に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前条第1項の本人の同意を得ている旨

二 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。

3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存する。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第20条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3 当法人は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する。

一 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）

二 第1項各号に掲げる事項

三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四 当該個人データの項目

4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。

5 第3項の記録は、その作成日から3年間保存する。

第6章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第21条 当法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 当法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第27条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、

遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第22条 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
- (2) 書面の交付による方法

2 当法人が前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 当法人が第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）以外の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、当該法令の規定に定めるところによる。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(訂正等)

第23条 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 当法人が前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 当法人が第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第24条 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第9条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 当法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 当法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第17条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 当法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 当法人が第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第

5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第25条 当法人が、第21条第3項、第22条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第23条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示請求等に応じる手続)

第26条 第21条第2項の規定による求め又は第22条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第22条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者は、当法人に対し、当法人所定の保有個人データ開示等請求書を提出しなければならない。

2 開示請求等をする者は、当法人に対し、自己が当該開示請求等に係る保有個人データの本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。

3 当法人は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、当法人は、本人が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

4 開示請求等は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求等を行うことにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

5 前項の代理人によって開示請求等をするときは、当該代理人は、当法人に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

(手数料)

第27条 当法人が第21条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第22条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 前項に規定する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めるものとする。

第7章 苦情の解決

(法人による相談・苦情の対応)

第28条 法人は、個人情報情報の取扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

2 法人は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に

努める。

第8章 個人情報管理に向けた体制

(個人情報管理体制)

第29条 法人は、法人に個人情報統括責任者、施設に個人情報管理責任者、各部署に個人情報管理者を置く。

2 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関し、内部規則の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。

3 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、この規則に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供又は委託処理につき、全ての役員及び職員にこれを理解させ、遵守させなければならない。

4 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行う。

5 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事長及び施設長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県等の所管課に速やかに報告する。

(教育)

第30条 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、法人の業務に従事する全ての役員及び職員に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報管理の適正で確実な実施を図るため、教育担当者を指名し、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(監査)

第31条 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、法人における監事に報告し、個人情報の管理の状況について法人監事の監査を受ける。

2 法人監事は、法人の監査により、個人情報の管理について改善すべき事項があると認めるときは、理事長に報告し、関係する役員あるいは職員に対し、改善のための必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けたものは、速やかに、改善のため必要な措置を講じ、かつ、その内容を法人監事に報告しなければならない。

第9章 雑則

(施行)

第32条 本規程は平成17年7月1日より施行する。

2 本規程の改正は、平成29年4月1日より施行する。

3 本規程の改正は、平成30年4月1日より施行する。

4 本規程の改正は、令和4年4月1日より施行する。

特定個人情報取扱規程

社会福祉法人 宏和会

目次

第 1 章	総則
第 2 章	安全管理措置 第 1 節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置 第 2 節 物理的安全管理措置 第 3 節 技術的安全管理措置
第 3 章	特定個人情報等の取得
第 4 章	特定個人情報の利用
第 5 章	特定個人情報の保管
第 6 章	特定個人情報の提供
第 7 章	特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等
第 8 章	特定個人情報の廃棄・削除
第 9 章	特定個人情報の委託の取扱い
第 10 章	その他
附則	

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人宏和会（以下、「法人」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年度法律第27号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年度法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年12月11日、以下「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、法人の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するためのものである。

本規程は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「削除、廃棄」の各段階における、留意事項及び安全管理措置について定めたものである。

個人番号及び特定個人情報等に関しては、法人の個人情報保護に関する他の法人内規程又はマニュアルに優先して本規定が適用される。本規程の規定が個人情報保護に関する他の法人内規程又はマニュアルの規定と矛盾する場合には本規程の規定が優先的に適用される。

(定義)

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- ①「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面もしくは電磁的記録に記載若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - 二 個人識別符号が含まれるもの
- ②「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）
- ③「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に変わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）その内容に含む個人情報をいう。
- ④「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。

- ⑤「個人情報ファイル」とは個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外のものが保有するものをいう。
- ⑥「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- ⑦「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報を言う。
- ⑧「保有個人データ」とは、個人情報取扱い事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6カ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- ⑨「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を言う。
- ⑩「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務を言う。
- ⑪「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理するもの及び個人番号の利用事務の全部又は一部の委託を受けたものをいう。
- ⑫「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理するもの及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けたものをいう。
- ⑬「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- ⑭「従業者」とは、法人の組織内において直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、理事、監事、評議員等も含まれる。
- ⑮「事務取扱担当者」とは法人内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- ⑯「事務取扱責任者」とは法人内において、特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう。
- ⑰「管理区域」とは特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- ⑱「取扱区域」とは特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（法人が個人番号を取り扱う事務の範囲）

第3条 法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 業者（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務
 - ア 所得税法に基づく源泉徴収関連事務
 - イ 地方税法に基づく個人住民税関連事務
 - ウ 雇用保険法に基づく雇用保険関連事務
 - エ 健康保険法に基づく健康保険関連事務（適用関係・給付関係）
 - オ 厚生年金保険法に基づく厚生年金保険関連事務（適用関係）
- ② 業者以外の個人に係る個人番号関係事務
 - ア 所得税法に基づく報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - イ 所得税法に基づく不動産の使用料等の支払調書作成事務

ウ 所得税法に基づく不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(法人が取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において法人が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 従業者及び扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職員番号等
 - ② 従業者以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、電話番号、Eメールアドレス等
- 2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

(組織体制)

第5条 法人は、理事長が指定する部署を特定個人情報等を管理する責任部署とする。

- 2 法人は理事長が指名する者を事務取扱責任者とする。
- 3 法人は理事長が指名する者を事務取扱担当者とする。

(事務取扱責任者の責務)

第6条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 2 事務取扱責任者は、次の業務を所管する。
 - ① 規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
 - ② 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
 - ③ その他法人全体における特定個人情報の安全管理に関すること
 - ④ 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理
 - ⑤ 管理区域及び取扱区域の設定
 - ⑥ 特定個人情報の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - ⑦ 特定個人情報の取扱状況の把握
 - ⑧ 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
 - ⑨ 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
 - ⑩ その他法人における特定個人情報の安全管理に関すること

(事務取扱者の監督)

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第8条 事務担当者は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関係法令、特定個人情報ガイドライン、本規程及びその他の法人内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程又はその他の法人内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

3 各部署において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならないものとする。

(教育・研修)

第9条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

3 法人は、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

(本規程に基づく運用状況の記録)

第10条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確保するため、以下の項目につき、システムログ及び利用実績を記録するものとする。

- ① 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- ② 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- ③ 書類、媒体等の持出しの記録
- ④ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- ⑤ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- ⑥ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録

(取扱状況の確認手段)

第11条 事務取扱担当者は特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳等に以下の事項を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳等には、特定個人情報等

は記載しないものとする。

- ① 特定個人情報ファイルの種類、名称
- ② 責任者、取扱部署
- ③ 利用目的
- ④ 削除、廃棄状況
- ⑤ アクセス権を有する者

(情報漏えい事案等への対応)

第12条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し又は発生したおそれがある事態

2 事務取扱責任者は特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故(以下「漏えい事案等」という)が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき、適切に対処するものとする。

- (1) 事務取扱責任者は、理事長と連携して漏えい事案等に対応する。
- (2) 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を理事長に報告し、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。
- (3) 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生した場合、当局に対して必要な報告を速やかに行う。
- (4) 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。
- (5) 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を事業者本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。
- (6) 事務取扱責任者は、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。
- (7) 事務取扱責任者は、漏えい事案等への対応状況の記録を年に1回以上の頻度にて分析するものとする。

(苦情への対応)

第13条 事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報保護ガイドライン又は本規程に関し、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務

取扱責任者は、適切に対応するものとする。

(監査)

第14条 第三者委員は法人の特定個人情報の適正な取扱いその他法令及び本規則の遵守状況について検証し、その改善を事務取扱責任者に促す。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

第15条 事務取扱責任者は、年1回以上の頻度で又は臨時に特定個人情報の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況の確認を実施しなければならない。

2 事務取扱責任者は前項の確認の結果及び前条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第16条 法人は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

① 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第17条 法人は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

① 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

② 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第18条 法人は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持ち出しに該当するものとする。

① 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを供給する場合

② 行政機関等への法定調書の提出等、法人が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施

者に対しデータ又は書類を提供する場合

2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

(1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

- ① 持出しデータの暗号化
- ② 持出しデータのパスワードによる保護
- ③ 施錠できる搬送容器の使用
- ④ 追跡可能な移送手段の利用(源泉徴収票等を役職員に交付するにあたっては配達記録、書留郵便や本人確認郵便で送付する。

(2) 特定個人情報等が記録された書類等を安全に持ち出す方法

① 封滅、目隠しシールの貼付(各部署の事務取扱担当者から【責任部署】の事務取扱担当者に特定個人情報等が認識された書類等を移送する場合を含む。)

(廃棄・削除段階における物理的安全措置)

第19条 特定個人情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不可能までの裁断、法人又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
- ② 事務取扱担当者は特定個人情報等が記録された機器及び電子媒介等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
- ③ 事務取扱担当者は特定個人情報ファイルの中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
- ④ 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後【1年以内】に個人番号を削除するよう情報システムを構築するものとする。
- ⑤ 個人番号が記載された書類等については当該関連する法定調書の法定保存期間経過後【1年以内】に廃棄するものとする。

2 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には削除又は廃棄した記録を保存するものとする。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。なお、削除・廃棄の記録としてば特定個人情報ファイルの種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、個人番号自体は含めないものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第20条 特定個人へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

- ② 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- ③ ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第21条 特定個人情報等を取り扱う情報システムはユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づく認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第22条 法人は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する方法。
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

(情報漏えい等の防止)

第23条 法人は特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- ② 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報等の適正な取得)

第24条 法人は、特定個人情報等の取得を適正かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報等の利用目的)

第25条 法人が、従業者(扶養家族を含む)や従業者以外の個人(以下「従業者等」という。)から取得する特定個人情報の利用目的は第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等)

第26条 法人は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。)によることとし、「公表」の方法については、施設等の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。法人の従業者から特定個人情報を取得する場合には、法人内部における通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明示等どれかの方法によることとする。

2 法人は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、従業者等本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

3 前2項の規定は次に掲げる場合については、適用しない。

- ① 本人等の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の行政機関又は地方公共団体が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかにであると認められる場合

(個人番号の提供の要求)

第27条 法人は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、従業者等本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第28条 法人は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

2 前項にかかわらず、事業者等本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば事業者等の給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等及びこれらに伴う給与取得の源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格届等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能である。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第29条 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限(第36条)に従うものとする。

2 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除

き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の収集制限)

第30条 法人は第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第31条 法人は番号法第16条に定める各方法より、従業者等の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

(取得段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

第32条 特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(取得段階における物理的安全管理措置)

第33条 特定個人情報の取得段階における物理的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)に従うものとする。

(取得段階における技術的安全管理措置)

第34条 特定個人情報の取得段階における技術的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第35条 法人は、第26条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2 法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、従業者等本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第36条 法人が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(利用段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

第37条 特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(利用段階における物理的安全管理措置)

第38条 特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)に従うものとする。

(利用段階における技術的安全管理措置)

第39条 特定個人情報の利用段階における技術的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第40条 事務取扱担当者は、特定個人情報を、第26条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態に管理するよう努めるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第41条 法人は個人情報保護法第27条第1項に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項に従業者等本人の知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第42条 法人は第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 法人は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。

3 法人は、番号法上の従業者等本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード、身元確認書類等)の写しや法人が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関係する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

(保管段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

第43条 特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(保管段階における物理的安全管理措置)

第44条 特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)に従うものとする。

(保管段階における技術的安全管理措置)

第45条 特定個人情報の保管段階における技術的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(技術的

安全管理措置)に従うものとする。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第46条 法人は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者(法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。)に提供しないものとする。なお、本人の事前同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

(提供段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

第47条 特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(提供段階における物理的安全管理措置)

第48条 特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)に従うものとする。

(提供段階における技術的安全管理措置)

第49条 特定個人情報の提供段階における技術的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

第7章 特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報の開示)

第50条 法人は、従業者等本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該借報の情報主体であることを厳格に確認した上で当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに従業者等本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

2 法人は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由(根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。)を説明することとする。

- ① 従業者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの開示請求処理手順)

第51条 前条に基づき従業者等本人又はその代理人(未成年若しくは成年被後見人の法定代理人、又は従業者等本人が委託した任意代理人をいう。以下同じ。)から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

① 受付の確認

- a 所定の様式の書面(請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの)による請求であること。
- b 予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。
- c 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
- d なお、郵送による従業者等本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

② 開示の可否の決定

事務取扱担当者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

- a 請求された個人情報が物理的に存在するか否か。
- b 前号に相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か。
- c 規程第19条第1項各号に定める不開示事由に該当するか否か。

③ 開示の場合の対応

- a 前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明することとする。

④ 請求者に対する通知時期

- a 開示請求に対する回答(不開示の場合の通知も含む)は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

(保有個人データの訂正等)

第52条 法人は従業者等本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。なお、訂正等をおこなわない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合はその判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(保有個人データの訂正等処理手順)

第53条 前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人データが事実でないとして、訂正、追加又は削除(以下「訂正等」と総称する。)を求められた場合は、次の手順にて応ずることとする。

- ① 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
- ② 事務取扱責任者は提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。
- ③ 検討した結果については遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。

2 特定個人情報に係る保有個人データの訂正等ば次に掲げる各号に従って行わなければならない。

- ① 事務取扱責任者は当該保有個人データを取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等作業を行わせてはならない。
- ② 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。
- ③ 事務取扱責任者は更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し【1年間】保管する。

(保有個人データの利用停止等)

第54条 法人は、従業者等本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第17条の規定に違反して取得されているという理由、同法第16条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、本条において、「利用停止等」という。)を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要をこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは当該本人に対し、遅滞なく、その旨(当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。)を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠と異なる事実を示し、その理由を説明することとする。

3 本人は、当法人に対し、当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第12条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

(開示等を求める手段及び手数料)

第55条 法人は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第32条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

2 開示等の求めをする者が従業者等本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手段とするよう留意する。

3 個人情報保護法第33条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第56条 法人は、第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

(廃棄・削除段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

第57条 特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(廃棄・削除段階における物理的安全管理措置)

第58条 特定個人情報の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)の第20条(廃棄・削除段階における物理的安全管理措置)に従うものとする。

(廃棄・削除段階における技術的安全管理措置)

第59条 特定個人情報の廃棄・削除段階における技術的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

第9章 特定個人情報の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第60条 法人は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、当社自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して法人が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。

① 設備

② 技術水準

③ 従業者(事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監査、派遣社員等を含む。)に対する監督・教育の状況

④ 経営環境状況

⑤ 特定個人情報の安全管理の状況(「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。)

⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)または以下のaからeまでのいずれにも該当しないこと

a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

c 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

d 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

e 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。

① 秘密保持義務に関する規定

② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止

③ 特定個人情報の目的外利用の禁止

④ 再委託における条件

⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定

⑦ 従業者に対する監督・教育に関する規定

⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める旨に関する規定

⑨ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定

⑩ 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことのできる規定

5 法人は、委託先の管理については、【理事長が指定する部署】を責任部署とする。

6 法人は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、【1年に1回以上の頻度で】及び必要に応じてモニタリングをするものとする。

7 法人は、委託先において情報源えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当法人に報告される体制になっていることを確認するものとする。

8 委託先は、法人の承諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

9 法人は、再委託先の適否の判断もにならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

10 法人は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第10章 その他

附則

- 1 本規程は平成27年10月1日より施行する。
- 2 本規程は平成29年4月1日より施行する。
- 3 本規程は平成30年4月1日より施行する。
- 4 本規程は令和4年4月1日より施行する。

令和4年4月1日

社会福祉法人 宏和会
理事長 鎗田 哲暢